

⑦読書アクセシビリティの向上に向けたICT等を活用した取組

令和5年度に更新予定の図書館総合システムや新たなツールを活用し、これまで訴求しきれなかった課題や読書アクセシビリティへの対応、新しい生活様式への対応など、多様なニーズに対しての機動的に対応を検討します。

●東大阪市立図書館（大阪府東大阪市）

市では、GIGAスクール構想により、市立小中学校及び高等学校に配付されているタブレット端末を用いて「ひがしおおさか電子図書館」サービスが利用できるよう、全ての児童・生徒に電子図書館IDを付与している。

児童・生徒は現在4万点を超える電子書籍の中から最大3点まで借りることが可能で、家庭での読書だけでなく、朝の読書活動や調べ学習にも積極的に活用している。



タブレットの活用

【地域や市民に役立つ図書館づくり】<地域の“チカラ”を育む>

⑧地域との連携強化による地域に根差した図書館に向けた取組

指定管理者制度導入により、市職員と連携し、民間のノウハウと発想により積極的に地域との関わりを強めることで、市民が図書館に求めるものと図書館の提供するサービスをマッチングさせ、図書館の価値を高めます。

また、地域との連携を深め、これまで図書館を利用しなかった市民に対するアプローチを民間の発想で展開することにより、図書館未利用者層への利用促進を図り、地域に根差した図書館としての施策を進めます。

●船橋市中央図書館（千葉県船橋市）

昔の船橋（本町通り商店街）の写真を図書館で掲示。また、オンライン講座「船橋市の昔と今を伝える本町通り商店街の昔と今」を開催するなど、本町通り商店街組合と毎月第三火曜日に会議を開催し、連携している。



本町通り商店街組合との連携

●江東区立豊洲図書館（東京都江東区）

近隣病院と連携し、医師推薦の図書コーナーを設置。医師の推薦コメントの掲示や展示図書リストを作成し、配布もしている。

また、近隣の医療系大学の教授による講座を開催。区民の関心が高い「健康」をテーマに、健康増進のポイントを解説。



豊洲近隣病院推薦図書コーナー



豊洲近隣大学連携講座

⑨効率的・効果的なレファレンスの推進

指定管理者制度の導入に伴い、市職員の図書館司書と密接に連携しながら司書資格者を有効にレファレンスに活用し、効率的・効果的なレファレンスを行います。レファレンスについては、様々なレベルの相談がありますが、市で培ってきたレファレンス手法についても共有を図り、より利用者寄り添ったレファレンスを実施します。利用者の読書相談や課題解決の場として、より効率的・効果的に図書館を活用してもらえ環境整備を行います。

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

専門性確保の目安として、指定管理者職員の司書資格所有率を75%以上とする。レファレンスカウンターには、図書館の勤務経験年数3年以上を有する者を配置するほか、文学資料室には、学芸員の資格を有し、文学資料に関わる業務の能力を有する者を担当者として配置している。

5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって

（１）指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

①社会教育法に基づく社会教育振興の継続

社会教育の振興については社会教育法に則り教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、市がしっかりとマネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

②市民館運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積や、施設の安定性確保（従事者の短期間雇用と低賃金等）といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきたサービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって事業者と一体となった運営を行うことが必要になります。

また、サービスの実施にあたり、市職員と指定管理者が情報共有と相互理解を図ることで、利用者サービスの向上を図ります。指定管理者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進します。

指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

③市と指定管理者との意思疎通

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成を目指します。市が指定管理者と意思疎通を図ることで、市も施設の業務や地域ニーズをしっかりと把握し、市の意向を踏まえた運営を行っていきます。

市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルなど様々

なレベルでの打ち合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策の方向性の確認や利用者ニーズの共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的取組を行います。

さらに、市は、仕様書等に定める業務が確実に履行されているかを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容を確認するとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

④市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。また、これからの社会教育を指定管理者とともに更なる推進を図り、区域全体で幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力がこれまで以上に求められることとなります。そのための市職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。

また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対してしっかりと指導を行う必要があります。

市民館に関わる職員全てが社会教育やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高め合い、相乗効果による能力向上を目指します。

(2) 市と指定管理者の役割分担

市民館では、これまでの市民館運営で培ってきた経験を活かし、効率的・効果的な市民館運営を引続き実施するとともに、多様な主体や関係部署との連携を一層深め、多様なニーズへの対応や、区域全体で生涯学習施策を推進する必要があります。

そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な市民館運営とともに事業サービスの向上を図るため、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。

それぞれの役割の考え方については以下の通りです。

①現在、業務委託にて実施している施設管理業務（貸館、ホール運営、施設維持管理等）については、指定管理者が中心に担うこととします。

②社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

○講座内容の決定に関しては市が行う。その企画や内容検討においては、指定管理者の

- 知見を活用する。講座の運営に関しては指定管理者が中心となる。
- 地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関するについては、市と指定管理者が連携して行う。
- 生涯学習施策の推進における社会教育関係団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となる。
- 運営に関わる審議会等については市が行う。

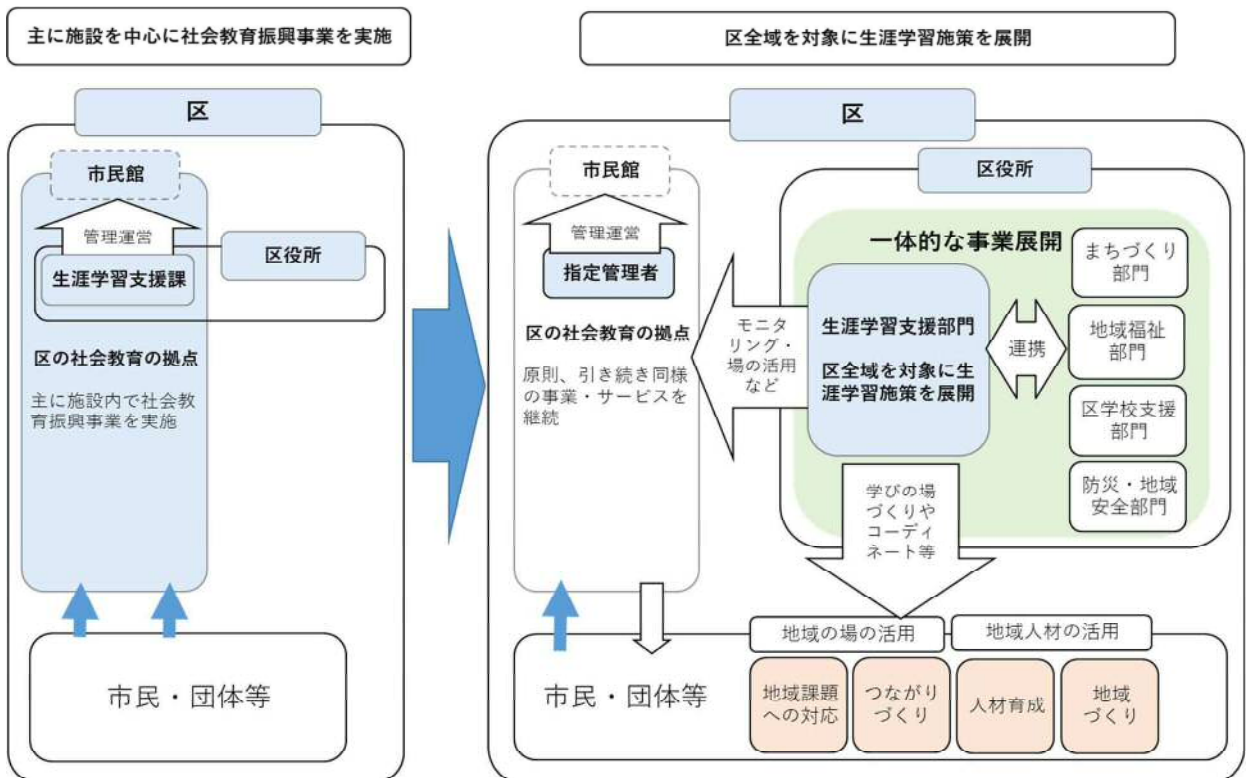
(3) 区における生涯学習支援部門

従来からのニーズに応えつつ、新たな事業・サービスの提供を展開するために、館の運営や社会教育振興事業について、指定管理者に一部任せることで、市職員のマンパワーを補完し、市職員は本来取組むべき、企画や新たな打ち出しに注力していきます。

区の生涯学習支援部門については、区役所のまちづくり部門、地域福祉部門等と連携し、アウトリーチや地域づくりを進めてまいります。

(区生涯学習支援部門の業務イメージ)

- 区における生涯学習施策の企画・立案及び実施
 - 地域人材の育成、講座の実施、団体との連絡調整、区内施設との連携など
- 指定管理者に関すること
 - 指定管理者との契約等の全体調整
 - 市民館地区館・プラザ・分館のモニタリング
- 区役所内のまちづくりを担う組織と連携した地域の課題解決事業の実施



(4) 指定管理者制度の導入形態

学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点を目指す市民館は、学びの成果と、住み慣れた地域がもっと住みやすくなるような活動とがつながる好循環が生まれるような地域づくりを進める必要があります。

一方、市民館には多様なニーズ等へ対応するため、様々な役割が加わってきており、このニーズに対応するため、民間事業者のノウハウやスキル、マンパワーを積極的に活用することで市民サービスの向上が期待されます。

現在、本市の市民館は、地区館として各区に1館ずつ7館（川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）整備されており、またそれ以外に市民館機能と図書館機能を併せ持つプラザが4館（田島、大師、日吉、橘）、市民館機能のみの分館が2館（菅生、岡上）設置されています。

どの市民館に指定管理者制度を導入するかについては、一部館、全館の2つのパターンが考えられます。

①一部館に指定管理者制度導入

一部を指定管理者とする場合、直営館が残り、指定管理者制度の効果を見極めながら直営館とともに事業が進められます。一方、全市的に統一性をもって、生涯学習支援部門が、区のまちづくり部門や地域福祉部門と連携し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行にあたっては、難しさが残ります。

②全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、統一性を持った生涯学習支援施策の推進が図られます。市の経験や業務知識の継承に注意を払う必要がありますが、生涯学習支援部門は引続き存在し、指定管理者への指導・評価が可能です。また、社会教育振興事業についても、マネジメントは市が担い、民間のノウハウを活用しながら進めていくことが可能になります。

No	運営形態	結果
①	一部館を指定管理者	△
②	全館を指定管理者	○

2つのパターンを比較検討し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行、及び統一性を持った生涯学習支援施策の推進のために、②を基本として指定管理者制度の導入を進めます。

結 論

区生涯学習支援部門の役割や位置づけを整理し、マネジメント・モニタリングができる体制を構築したうえで、市民館全館に「指定管理者制度」を導入します。

6 指定管理者制度導入（図書館）にあたって

（１）指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

①社会教育法及び図書館法に基づく社会教育振興の継続

社会教育の振興については、社会教育法及び図書館法に則り教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、市がしっかりと企画、マネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

②選書・蔵書の中立性の確保

図書館の運営には魅力的な蔵書構成を構築することが必要ですが、そのためには、地域の特性や市民ニーズなどを踏まえた選書を行う必要があります。すなわち、図書館で定めている資料収集基準に合致しているか、利用者の文化・教養・調査研究等に資するか、類似図書の有無の確認、図書館として蔵書の必要性があるのかなどの幅広い検討が必要となります。

そのため、現在、中原図書館を中心に行われている集中選定制度の体制を継続するとともに、引続き資料収集基準に基づいた一貫した選書方針を堅持し、選書の継続性・中立性を担保していきます。

蔵書構成に影響のある除籍についても、選書同様に市が最終的な責任を持って行う必要があります。

③効率的・効果的なレファレンスサービスの実施

図書館の重要なサービスとしてレファレンス業務があります。通常の司書スキルによるレファレンスサービスに加え、市がこれまで培ってきたレファレンス手法や地域性等をしっかりと継承し、また指定管理者と市職員の図書館司書が密接に連携することで、より効率的・効果的なレファレンスサービスを行う必要があります。

④図書館運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積、図書館の安定性確保（従事者の短期間雇用と低賃金等）といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきた図書館サービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって指定管理者と一体となった運営を行うことが必要になります。また、サービスの実施にあたり、市職員と指

定管理者が情報共有と相互理解を図ることで、利用者サービスの向上を図ります。指定管理者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進します。指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

⑤市と指定管理者との意思疎通

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成を目指します。市が指定管理者と意思疎通を図ることで、市も施設の業務や地域ニーズをしっかりと把握し、市の意向を踏まえた運営を行っていきます。

市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルなど様々なレベルでの打ち合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策の方向性の確認や利用者ニーズの共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的取組を行います。

さらに、市は、仕様書等に定める業務が確実に履行されていることを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容を確認するとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、現地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

⑥市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。また、これからの図書館施策を指定管理者とともに拡充し幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力がこれまで以上に求められることとなります。そのための職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対して、しっかりと指導を行う必要があります。

図書館に関わる職員全てが社会教育やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高め合い、相乗効果による能力向上を目指します。

⑦地域の図書資源を活用した多様な主体との連携

地域では、学校図書館地域開放事業や地域団体等への図書の貸出制度、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による活動が行われています。

そのような地域の多様な図書資源を通じて、今後、より多くの図書館サービスを地域の中で展開していくため、地域における本を通じた支援や交流の場づくり、地域資源を活かした読書普及活動、他機関との相互連携による相談支援・交流等による地域づくりが求められています。

図書館が「知と情報の拠点」として図書を通じた地域づくりを行うためには、市と指定管理者が一体となり、地域ニーズの的確な把握や、学校・地域ボランティア等の多様な主体と連携しながら取組を進める必要があることから、地域の特色や近似性を踏まえた、市と指定管理者が密接に連携できる体制の構築を行います。

(2) 市と指定管理者の役割分担

図書館では、これまでの図書館運営で培ってきた経験に加え、他部署での知識や経験などを活かして、地域事情を踏まえながら、区域全体で生涯学習施策を推進する機能と、図書館の専門性等を有効に活用して、利用者サービスを向上させる機能が必要となっています。

そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な図書館運営とともに事業サービスの向上を図るために、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。

それぞれの役割の考え方については以下の通りです。

- ①現在、業務委託にて実施している貸出・返却カウンター、配架、書庫出納、図書装備、巡回車受入、施設管理等については、指定管理者が中心に担うこととします。
 - ②その他の業務については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して実施します。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。
- 資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定については、市が行う。
 - 生涯学習施策の推進における地域団体や学校等との連携については、指定管理者と連携しながら、市が中心となっていく。
 - 運営に関わる審議会等については市が行う。

(3) 指定管理者制度の導入形態

市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点を目指す図書館は、専門性を高め、選書・蔵書の公正性・中立性を担保し、地域の資料の充実を図るため、図書館における限りある市職員の人的資源を有効活用することによる図書館機能の強化が必要です。

一方、図書館には多様なニーズ等へ対応するため、様々な役割が加わってきています。これらのニーズに対応するため、指定管理者のノウハウやスキル、マンパワーを積極的に活用することで市民サービスの向上が期待されます。

現在、本市の図書館は、地区館として各区に1館ずつ7館（川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）設置されており、またそれ以外に、市民館機能と図書館機能を併せ持つプラザが4館（田島、大師、日吉、橘）、図書館機能のみの分館が1館（柿生）設置されています。地区館のうち中原図書館は中央館的機能を備えた館として位置づけられています。また幸、宮前、麻生については、市民館と同一の建物に複合館として整備されており、文化センターとして位置づけられています。

市における図書館形態の見直しにあたっては、以下の運営形態が考えられます。

※中原図書館は図書館ネットワークの取りまとめとしての中央館的機能を備えた館として位置づけている。

①全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、市において図書館職員が不在となり、指定管理者への指導・評価や市職員の培った経験等の継承が困難となります。また、中立性が求められる選書方法が課題となるほか、図書館事業の把握が出来なくなる可能性があり、図書館施策の企画立案能力低下などが懸念されます。

市に図書館機能を残さない全図書館への指定管理者制度導入は、培ってきた経験を継承できない恐れがあります。

②中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館に市職員を集約させた場合は、直営館として指定管理者の業務内容を確認し、指導・評価が可能です。また、指定管理者との連携により、市職員として新しい知識等の習得も期待でき、中央館的機能の強化とともに、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

一方で、図書館が「知と情報の拠点」として図書を通じた地域づくりを行うために、指定管理者と市職員が一体となり、学校や地域ボランティアと密接に連携することが必要ですが、中原図書館のみでは地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が難しく、地域ニーズの把握や課題解決が難しくなります。また、図書の選書ノウハウや図書館運営等、今まで培ってきた図書館運営の公共性・継続性の担保が不可欠ですが、中原図書館のみでは体制上の課題が残ります。

③中原図書館は直営、及び直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館が図書館全体のマネジメントを行い、中原図書館以外の直営館が指定管理者の業務内容を確認することで、適切な指導・評価ができると考えられます。

市と指定管理者との連携により、相互の情報共有やマネジメントを適切に機能させることで、直営館と指定管理館が相互に高めあい、市職員として新しい知識等の習得による中央館的機能の強化を図るとともに、図書館運営の公共性・継続性を担保しながら、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

また、地域の図書資源の有効活用、図書を通じた地域づくり、地域の学校やボランティア等の多様な主体との連携・交流、地域ニーズ等の的確な把握等を効果的に行うには、地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が必要です。

そのため、市と指定管理者が一体となり、地域の特色や近似性を踏まえた連携が可能となる、隣接区における直営館と指定管理館の1対1でのモニタリング体制が、望ましいと考えます。

No	運営形態	結果
①	全館に指定管理者制度導入	×
②	中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入	△
③	中原図書館は直営、及び直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入	○

3つのパターンを地域との連携や専門性の観点から比較検討し、図書館知識の継続性を保ち、マネジメントを考慮しながらも民間ノウハウを活用するため、③を基本として指定管理者制度の導入を進めます。なお、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態について検討を行います。

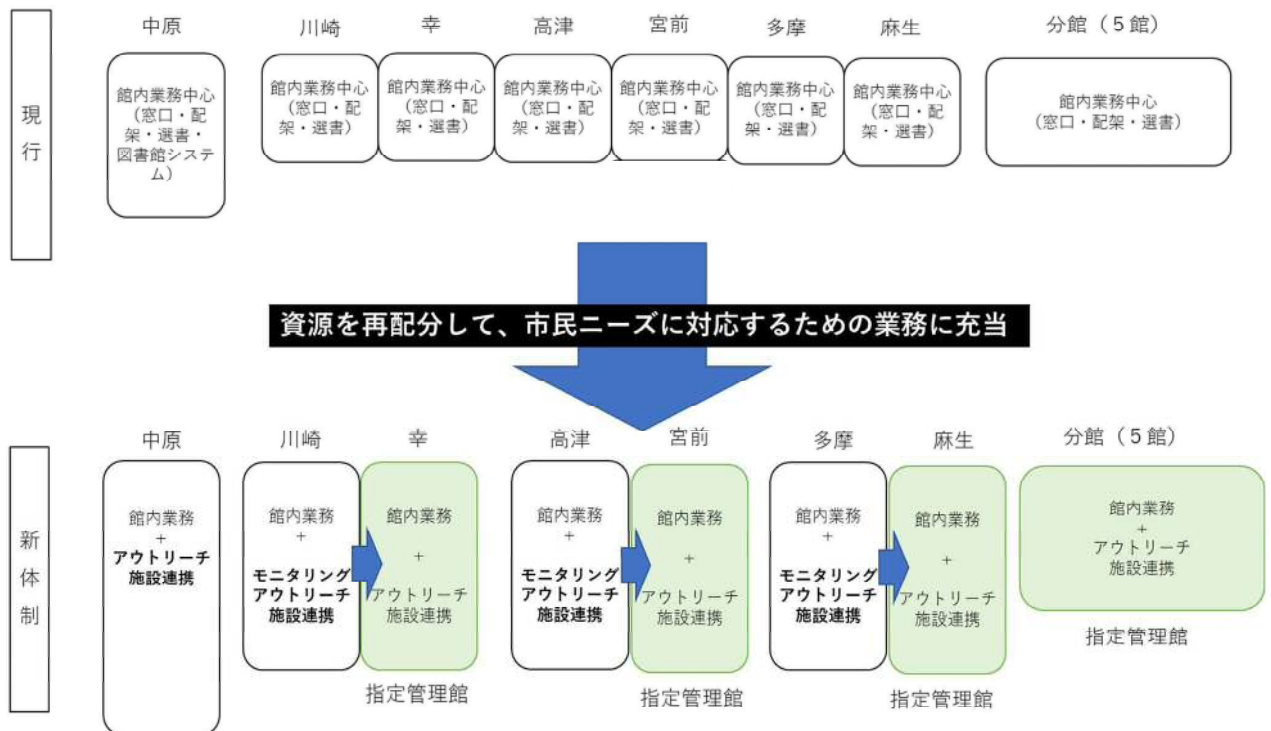
図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士の連携による相乗効果が図られることから、地区館においては文化センターを指定管理制度導入館として進めることとします。

プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

結 論

図書館業務のノウハウを市がしっかりと保持し、指定管理者導入館のマネジメント及びモニタリングを行うことができる体制として、中央館的機能を持つ中原図書館とモニタリング館としての直営館を置き、地域の近似性等を踏まえた隣接区における直営館と指定管理者館をセットにすることで、迅速かつ確に管理・監督できる体制を構築し、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」を目指します。

なお、今後の社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行っていきます。



7 指定管理者制度導入のスケジュール

(市民館)

指定管理者制度導入のスケジュールは、対象施設が多いため、指定管理者制度導入に伴う事務負担や受託側の事業者の状況を考慮する必要があります。

また、市民館は現在老朽化が進んでおり、移転や大規模改修の検討を進めている館もあります。その間、施設自体が利用できなくなる場合もあり、そういった状況を勘案し進めることとします。移転や工事等の予定がない地区館については、指定管理者制度の導入を進めます。

プラザ・分館につきましては、親館である地区館の状況にあわせ、指定管理者制度の導入を進めることとします。

※プラザ：市民館分館・図書館分館の複合施設（田島、大師、日吉、橘）

- ・教育文化会館及び田島分館、大師分館は、教育文化会館の移転後に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- ・中原市民館、高津市民館、橘分館は、指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- ・多摩市民館、麻生市民館、岡上分館は、指定管理者制度の導入を進めます。（令和8年度）
- ・改修工事・移転のある幸市民館及び宮前市民館、及び同区内の日吉分館、菅生分館は、工事・移転終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

市民館	導入時期
教育文化会館	令和6（2024）年度後半
田島分館（プラザ田島）	令和6（2024）年度後半
大師分館（プラザ大師）	令和6（2024）年度後半
幸市民館	市民館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	市民館の改修工事後
中原市民館	令和7（2025）年度
高津市民館	令和7（2025）年度
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前市民館	市民館の移転後
菅生分館	市民館の移転後
多摩市民館	令和8（2026）年度
麻生市民館	令和8（2026）年度
岡上分館	令和8（2026）年度

(図書館)

図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士の連携による相乗効果が図られることから、地区館においては文化センターを指定管理導入館として進めることとします。

プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度の導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

※文化センター：市民館と図書館の複合施設（幸、宮前、麻生）

- ・田島分館・大師分館は、教育文化会館の移転後に、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- ・橋分館は、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- ・文化センターである麻生図書館は、麻生市民館と同時に指定管理者制度の導入を進めます。また同区内の柿生分館も同時に導入を進めます。（令和8年度）
- ・その他の文化センターである宮前図書館、幸図書館及び同区内の日吉分館は、移転・工事終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

図書館	導入時期
川崎図書館【直営館】	—
田島分館（プラザ田島）	令和6（2024）年度後半
大師分館（プラザ大師）	令和6（2024）年度後半
幸図書館	図書館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橋分館（プラザ橋）	令和7（2025）年度
宮前図書館	図書館の移転後
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年度
柿生分館	令和8（2026）年度

資 料 編

【市民館施設一覧】

No	施設名	所在地	設立年月	延床面積	主な施設
1	教育文化会館	川崎区富士見	昭和 42(1967)年 3 月	15,138 m ²	大会議室<300 席>、会議室(8)、学習室(6)、教養室(5)、児童室、イベントホール、市民ギャラリー
2	教育文化会館 大師分館	川崎区大師駅前	平成 7 (1995)年 11 月	1,032 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
3	教育文化会館 田島分館	川崎区追分町	平成 4 (1992)年 10 月	890 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
4	幸市民館	幸区戸手本町	昭和 55(1980)年 7 月	6,086 m ² (図書館含む)	ホール<840 席>、大会議室<200 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
5	幸市民館 日吉分館	幸区南加瀬	平成 15(2003)年 7 月	825 m ²	学習室、実習室、和室、児童室、談話室、展示コーナー、図書館分館
6	中原市民館	中原区新丸子東	昭和 49(1974)年 6 月 平成 21(2009)年 4 月 移転	4,007 m ²	ホール<375 席>、会議室(6)、教養室(6)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
7	高津市民館	高津区溝口	昭和 49(1974)年 7 月 平成 9 (1997)年 9 月 移転	8,373 m ²	ホール<600 席>、大会議室<300 席>、会議室(6)、教養室(7)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
8	高津市民館 橘分館	高津区久末	平成 5 (1993)年 10 月	1,229 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、和室、市民活動支援ルーム、児童室、談話・ギャラリーコーナー、図書館分館
9	宮前市民館	宮前区宮前平	昭和 60(1985)年 7 月	8,593 m ² (図書館含む)	ホール<910 席>、大会議室<210 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
10	宮前市民館 菅生分館	宮前区菅生	昭和 62(1987)年 4 月	413 m ²	集会室、学習室、和室、児童室、談話室
11	多摩市民館	多摩区登戸	昭和 47(1972)年 9 月	6,438 m ² (専有床面積)	ホール<908 席>、大会議室<200 席>、会議室(6)、学習室(2)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
12	麻生市民館	麻生区万福寺	昭和 60(1985)年 7 月	6,985 m ² (図書館含む)	ホール<1,010 席>、大会議室<300 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
13	麻生市民館 岡上分館	麻生区岡上	昭和 53(1978)年 3 月	800 m ²	学習室、集会室、和室、体育室、児童室、図書室

【図書館等施設一覧】

令和4年(2022)年3月31日現在

No	館名	所在地	設立年月	延床面積	蔵書数	閲覧席数
1	川崎図書館	川崎区駅前本町	平成7(1995)年4月	1,179 m ²	179,460 冊	28 席
2	川崎図書館大師分館	川崎区大師駅前	平成7(1995)年11月	265 m ²	49,276 冊	10 席
3	川崎図書館田島分館	川崎区追分町	平成4(1992)年10月	203 m ²	46,109 冊	12 席
4	幸図書館	幸区戸手本町	昭和55(1980)年7月	886 m ²	149,492 冊	54 席
5	幸図書館日吉分館	幸区南加瀬	平成15(2003)年7月	245 m ²	39,612 冊	13 席
6	中原図書館	中原区小杉町	昭和35(1960)年4月 平成25(2013)年4月 移転	4,497 m ²	412,171 冊	201 席
7	高津図書館	高津区溝口	昭和12(1937)年4月 昭和63(1988)年3月 移転	2,196 m ²	253,297 冊	148 席
8	高津図書館橘分館	高津区久末	平成5(1993)年10月	247 m ²	37,530 冊	15 席
9	宮前図書館	宮前区宮前平	昭和60(1985)年7月	1,448 m ²	242,425 冊 (自動車文庫含む)	74 席
10	多摩図書館	多摩区登戸	昭和47(1972)年4月 平成9(1997)年1月 移転	1,725 m ²	279,187 冊	93 席
11	菅閲覧所	多摩区菅	平成5(1993)年9月	348 m ²	29,070 冊	48 席
12	麻生図書館	麻生区万福寺	昭和60(1985)年7月	1,346 m ²	211,187 冊	74 席
13	麻生図書館柿生分館	麻生区片平	平成15(2003)年6月	391 m ² (学校図書室分含む)	42,323 冊	44 席 (学校図書室分含む)

【市民館の体制】

●機構・職員(令和4年4月1日現在)

各区役所

まちづくり推進部

- 教育文化会館（生涯学習支援課）〔常勤職員7名、非常勤職員2名〕
 - 大寺分館（大寺地区担当）〔常勤職員4名、非常勤職員6名〕
 - 田島分館（田島地区担当）〔常勤職員4名、非常勤職員6名〕
- 幸市民館（生涯学習支援課）〔常勤職員6名、非常勤職員2名〕
 - 日吉分館（日吉地区担当）〔常勤職員4名、非常勤職員6名〕
- 中原市民館（生涯学習支援課）〔常勤職員6名、非常勤職員2名〕
- 高津市民館（生涯学習支援課）〔常勤職員7名、非常勤職員2名〕
 - 橘分館（橘地区担当）〔常勤職員4名、非常勤職員6名〕
- 宮前市民館（生涯学習支援課）〔常勤職員6名、非常勤職員3名〕
 - 菅生分館（菅生地区担当）〔常勤職員1名、非常勤職員4名〕
- 多摩市民館（生涯学習支援課）〔常勤職員6名、非常勤職員2名〕
- 麻生市民館（生涯学習支援課）〔常勤職員6名、非常勤職員2名〕
 - 岡上分館（岡上地区担当）〔常勤職員1名、非常勤職員4名〕

●利用案内

1 利用時間

（市民館・分館）午前9時～午後9時

（分館図書館）月～金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜・祝休日 午前10時～午後5時

2 休館日 毎月第3月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び年末年始

【図書館の体制】

●機構・職員（令和4年4月1日現在）

教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習推進課

- 川崎図書館 [常勤職員 6名、非常勤職員 2名]
 大師分館 [兼務常勤職員 4名、兼務非常勤職員 6名]
 田島分館 [兼務常勤職員 4名、兼務非常勤職員 6名]
- 幸図書館 [常勤職員 6名、非常勤職員 2名]
 日吉分館 [兼務常勤職員 4名、兼務非常勤職員 6名]
- 中原図書館 館長 庶務係 [常勤職員 4名]
 利用サービス係 [常勤職員 5名、非常勤職員 4名]
 資料調査係 [常勤職員 6名、非常勤職員 2名]
 図書館ネットワークシステム担当 [常勤職員 4名]
- 高津図書館 [常勤職員 6名、非常勤職員 2名]
 橘分館 [兼務常勤職員 4名、兼務非常勤職員 6名]
- 宮前図書館 [常勤職員 9名、非常勤職員 3名] (自動車文庫含む)
- 多摩図書館 [常勤職員 8名、非常勤職員 7名] (菅閲覧所含む)
- 麻生図書館 [常勤職員 7名、非常勤職員 2名]
 柿生分館 [常勤職員 2名、非常勤職員 4名]

●利用案内

- 1 開館時間 月～金曜日 午前9時30分～午後7時（分館は午前10時～午後6時）
 ※月～金曜日 午前9時30分～午後9時（中原のみ）
 土・日・祝日 午前9時30分～午後5時
 （分館は午前10時～午後5時）
- 2 休館日 毎月第3月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び年末年始
- 3 個人貸出 一人10冊まで貸出日から15日以内（ほかに視聴覚資料は3点まで）
- 4 団体貸出 1回500冊まで100日以内など団体種別に応じて貸出
- 5 予約点数 一人10冊まで（ほかに視聴覚資料は3点まで）

【これまでの社会教育（市民館）の取組】

- 1949～1953年 4公民館（川崎・中原・高津・稲田）建設
- 1949年 成人学校・成人学級開始（日本で最も早く開設）
- 1970年代 市民参画事業（自主事業、地域セミナー、社会教育研究集会）開始
- 1967年 教育文化会館設立
- 1972年 多摩市民館設立、以降各区1か所の市民館設立
- 1977年 家庭教育学級開設（学習と仲間づくりの場）
- 1982年 社会人学級開設（中学校形式卒業者の基礎的学力保障の場）
- 1985年 平和教育学級、人権尊重学級開設
- 1990年 識字学級開設（外国人市民対象）

※この間、PTA、婦人会、研究会・サークル連絡会等各種団体との連携・支援を実施

市内初の公民館が設置された昭和24（1949）年には社会教育法が制定され社会教育活動も活発化してきた。同じ年の9月に全国初の成人学校が川崎市に誕生し、多くの市民の学習の場として進展した。その後、成人学校が定着し本格的な社会教育活動が実施されるようになった。

都市化の波で市内への流入人口が急増し、また核家族世帯の増加や余暇時間の増大のなかで、学習事業に主婦や高齢者の参加が多くみられるようになった。昭和40（1965）年代の社会教育は、それまでの勤労者や婦人団体、PTAなど組織を対象とした事業から一般市民を対象とした事業へと移行していった。

成人学校は昼間の科目の開設が増え、婦人学級、高齢者教室、家庭教育学級、市民大学などが公募で開設されるようになった。昭和40（1965）年代の後半には自分たちの住む地域における環境、健康、暮らしや子どもの教育などの問題に対する実践活動を伴った市民の自主的学習活動も盛んになっていった。

市民館が各区に整備されてきた昭和50（1975）年代以降は、オイルショック後の経済低成長時代を迎える中、昭和40（1965）年代より更に都市化や高学歴化の進展に加えて、情報化、高齢化、国際化など社会変動の波が次々に押し寄せ、市民生活が大きく変容していく時代であった。そのため、市民の学習もまた変化し多様化してきた。この時代には、学習事業の企画立案への市民参加や、学習支援ボランティア活動など市民と行政が協働して事業を展開する例も多くみられるようになった。

（参考）平成30・31（令和元）年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

【これまでの社会教育（図書館）の取組】

- 1923年 田島町立図書館設置（1927年川崎市に編入）
- 1977年 自動車文庫（たちばな号）配置
- 1980年 幸文化センター開館、コンピュータシステムを全国に先駆け導入
- 1985年 宮前文化センター・麻生文化センター開館
- 1988年 高津図書館新築移転
- 1992年 プラザ田島開館
- 1993年 多摩図書館菅閲覧所開所、プラザ橘開館
- 1995年 川崎図書館開館、プラザ大師開館
- 1997年 多摩図書館、多摩区総合庁舎内に移転・開館
- 2000年 「読書のまち・かわさき」事業開始
- 2003年 日吉分館が日吉合同庁舎内に開館、インターネット予約開始
- 2005年 学校図書館有効活用事業開始
- 2013年 新中原図書館供用開始

川崎市の市立図書館は大正 12（1923）年に橘樹郡の尋常高等小学校内に田島町立図書館が設立されたことに端を発する。昭和 2（1927）年に田島町が川崎市に編入されたことで川崎市立図書館が成立し、以後、産業都市川崎の成長と歩調を合わせるように規模が拡大していった。昭和 52（1977）年、中原図書館が自動車文庫の運行を開始。昭和 55（1980）年には全国に先駆けてコンピュータシステムが導入された。平成 12（2000）年に至ると「読書のまち・かわさき」事業が発足する。情報化社会の進展に伴い、平成 15（2003）年にインターネットからの蔵書検索、図書の予約、利用状況の確認が可能になった。同年には図書館運営検討委員会も発足している。翌年には稲城市、狛江市との相互貸借協定が締結された。

平成 17（2005）年、学校図書館有効活用事業が小中学校 15 校で始まる。平成 19（2007）年、学校図書館有効活用事業で本の貸出が開始された。専修大学図書館との相互協力の覚書、和光大学附属梅根記念図書館との相互利用協定を取り交わすなど、大学図書館との連携も始まった。以降、大学図書館との連携については、平成 22（2010）年に明治大学生田図書館と、平成 25（2013）年に日本映画大学附属図書館、日本女子大学図書館と連携が始まった。

平成 25（2013）年、中原図書館が、急成長地区である武蔵小杉の駅に直結したビル内に新中原図書館として移転開館した。同年には市立図書館全館のコンピュータ機器が更新され、BDS（無断持出防止装置）の導入が完了するなど施設の充実が進んだ。

（参考）平成 26・27（2014・2015）年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

市民館・図書館の管理・運営の考え方

令和4年（2022）年8月

川崎市教育委員会

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

Tel：044-200-1806 Fax：044-200-3950

E-mail：88syogai@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市